

P T A 会 則 (案)

2025 年 4 月 1 日



上 辺 見 小 学 校 P T A

上辺見小学校PTA

上辺見小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は上辺見小学校PTAという。
- 第2条 本会の事務所は上辺見小学校内におく。
- 第3条 本会は上辺見小学校児童の保護者、教職員をもって構成する。

第2章 目的

- 第4条 本会は学校との連絡を密にして、児童の福祉を推進することを目的とする。
- 第5条 本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 学校と会員の連絡提携
 - (2) 会員相互の親睦
 - (3) 教育懇談会及び、講演会等の開催
 - (4) 児童福祉に関する事項
 - (5) その他本会に必要な事項

第3章 機関

- 第6条 本会に次の機関をおく。
- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 企画委員会
- 第7条 総会は毎年4月に定例会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 第8条 総会は会長が招集し、次の事項を審議し承認決定する。
- (1) 会則の制定、及び変更に関する事項
 - (2) 本会の事業計画に関する事項、及び予算の決定
 - (3) 新役員、及び決算の承認
 - (4) 一般会務報告

第9条 臨時総会とは、臨時に審議しなければならないことがあったときに招集する。PTA 会員を対象とし対面決議、またはオンラインアンケートによるものとする。PTA の重要な案件(総会を必要としない事項)は、臨時総会にて審議し、その結果を踏まえて企画委員会で最終決定を行う。

アンケートの実施方法、結果の集計・公表に関する手続きや運営方法は、企画委員が審議し決定する。

第10条 企画委員会は会長、副会長及び書記、会計、**会計監査**で構成し一般会務を処理執行する。

- (1) 決議決定事項の処理執行
- (2) 事業の企画立案
- (3) 総会に提案する議案の作成
- (4) その他必要な事項の処理執行
- (5) **家庭教育学級推進委員は、企画委員が兼任する。**

第4章 委員会

第11条 本会に次の委員会、募集制で行う活動、及び特別委員会をおく。

- (1) 学級委員会
- (2) 児童安全委員会
- (3) 募集制で行う活動 ・施設、体育に関する活動
・厚生、給食に関する活動
・教養、研修に関する活動
・広報に関する活動
・その他 PTA 活動の趣旨に適う活動
- (4) 特別委員会 ・家庭教育学級推進委員

第12条 学年委員会は学級委員長で構成し、学級及び学年に必要な事項の運営を図る。

第13条 児童安全委員会は児童の登下校の交通安全指導にあたり、各地区より選出された地区委員をもって構成する。尚、児童を育成する諸機関との連絡を密にする。

第14条 募集制で行う活動は、企画委員が必要に応じて活動内容、人数等、企画を立案し、参加者を募る。応募した会員は、当該活動の準備、当日の活動、片付け等の事後活動に参加する。

第15条 新規活動の提案手続き

PTA 会員が新たに活動を企画したい場合は、その要望を文書または電子メールにて企画委員に提出するものとする。

- (1) 提案を受けた企画委員は、その活動の目的、内容、実施の可否について吟味し、企画委員会で審議を行う。
- (2) 審議の結果、承認された活動については、実施に向けた詳細な計画を立案し、必要に応じて予算案を作成する。ただし、年度途中で提案された活動に対しては、当該年度の予算を新たに割り当てることはできないものとし、翌年度以降の実施を検討する。
- (3) 企画委員は、審議結果を提案者および PTA 会員に対して適切に周知するものとする。

第5章 役員を選出

- 第16条 本会の役員は、次の通りとする。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名（教職員1名含）
 - (3) 書記 3名（教職員1名含）
 - (4) 会計 3名（教職員1名含）
 - (5) 会計監査2名
- 第17条 会長、副会長、会計監査は選考委員会を設けて選考し総会で決定する。尚役員任期は1年を原則とする。
但し、再任は妨げない。
- 第18条 学級委員長はその学級の互選とする。

第6章 役員の仕事

- 第19条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会の代表であって会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその代理を務める。
 - (3) 書記は本会の総合的な事務処理を行う。
 - (4) 会計は本会の会計事務の処理を行う。
 - (5) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第7章 会計

- 第20条 本会の経費は会費、及び寄付金等によってまかなう。
- 第21条 会費の徴収は児童の人数にかかわらず一戸当たり1ヶ月300円とする。
- 第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 その他

- 第23条 本会は他の小、中学校PTAと連絡、及び会議をもつことができる。
- 第24条 この会則の改廃については総会の決議承認を得なければならない。
- 第25条 この会則の実施に必要な規程はPTA全会員によるアンケート審議を経て定めることができる。

- 付 則 この会則は昭和44年4月28日より実施する。
- (1) 昭和45年 4月21日 一部改正
 - (2) 昭和52年 4月21日 改 正
 - (3) 昭和53年 4月15日 一部改正

- | | | | |
|------|----------|-----------|------|
| (4) | 昭和 5 5 年 | 4 月 2 2 日 | 一部改正 |
| (5) | 昭和 5 8 年 | 4 月 1 6 日 | 一部改正 |
| (6) | 平成 4 年 | 4 月 1 8 日 | 一部改正 |
| (7) | 平成 1 4 年 | 4 月 1 8 日 | 一部改正 |
| (8) | 平成 1 8 年 | 4 月 2 7 日 | 一部改正 |
| (9) | 平成 2 0 年 | 4 月 2 8 日 | 一部改正 |
| (10) | 平成 2 1 年 | 4 月 1 5 日 | 一部改正 |
| (11) | 令和 4 年 | 4 月 2 8 日 | 一部改正 |
| (12) | 令和 7 年 | 4 月 2 5 日 | 一部改正 |

上辺見小学校 P T A 運営規程

第 1 章 役員選考等会の設置、 及び委員の選出

- 第 1 条 役員選考会の構成及び役員の選出は次のようにして行う。
- (1) 企画委員の会計・書記をもって構成する。
 - (2) 選考委員会では会長、副会長、会計監査を選考し、4月の総会に承認を求める。
 - (3) 選考委員長は委員の互選とする。
 - (4) 書記及び会計は、会長の指名とし、総会に報告する。
- 第 2 条 役員及び会計監査の就任は次による。
- (1) 役員及び会計監査は承認後ただちに就任しなければならない。
 - (2) 役員に欠員を生じた場合は、必要に応じて新たに募集する。

第 2 章 学年委員会

- 第 3 条 学級委員長は総会前にそれぞれ選出決定する。
- 第 4 条 学年委員会は児童の教育上における具体的な事項につき、保護者と教師が直接的に協議することを目的とする。

第 3 章 企画委員会

第 5 条 企画委員会は、PTA 会員の意見を総合調整し、年間計画を立てる。また必要に応じて補正予算を組み PTA 会員の承認を得る。

第 6 条 他の P T A、及び P T A 連絡協議会との連絡を密にする。

第 7 条 企画委員会は会員名簿を作成し、常に会員の支持関心、また異動について明らかにし、会員相互の連絡と親睦を図る。

第 8 条 その他企画委員会は会長が必要と認めた事項の処理にあたる。

第 9 条 児童安全委員会（地区委員）は次の事項を行う。

- (1) 児童の家庭生活、社会生活、並びに児童相互間の自主的な集団生活を（子ども会）見守る。
- (2) 交通の多い道路を通学する児童を見守り、児童を交通事故から守る。
- (3) この会と同じ目的をもつ他の団体、または機関との連携を密にする。
（区長、町内会長、民生委員・児童委員、青少年相談員、子ども会後援会、その他）

第4章 募集制で行う活動

第10条 募集制で行う活動は企画委員会が企画を立案し、参加者を募集する。

第11条 それぞれの活動ごとに、必要に応じて責任者1名、副責任者若干名をおき、正副責任者は参加者の互選とする。副責任者には教職員を含むものとする。

第12条 正副責任者の任期は当該行事の準備期間、当日、及び片付けとする。当該年度以降に同じ活動に参加したときも、再選は妨げない。

第13条 活動の打合せ、準備等は会長に連絡の上責任者が招集し、会議の司会は責任者が行うものとする。

第14条 募集制で行う活動は主として以下の内容とする。

(1) 施設・体育に関する事業

- ・校舎、校庭が児童の教育環境にふさわしいものであるようにする活動
- ・学校の備品や設備の充実に協力する活動
- ・奉仕作業の計画及び実施
- ・体育に関する施設の充実に関する活動
- ・児童の体位向上に関する行事への協力
- ・運動会、PTA連絡協議会等への協力

(2) 厚生・給食に関する事業

- ・児童の福利厚生に関する活動
- ・保健衛生に関する施設の充実に関する活動
- ・各種保健衛生の行事への協力
- ・学校給食の設備充実に関する活動
- ・学校給食の円滑な運営に関わる活動
- ・給食用具の保健衛生の施策

(3) 教養・研修に関する活動

- ・すべてのPTA会員に還元される教養向上に関する活動
- ・地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える活動。
- ・児童の教育に関する各種の援助活動
- ・教育講演会等の開催に協力する視察研修等、保護者の教養を高める行事の開催

(4) 広報に関する活動。

- ・PTA会報の発行。
- ・PTA会員に対する、会への理解を深める活動。
- ・地域社会、並びにその関係団体に対し、情報、意見の交換。

・学校行事における写真撮影及び発注等。

(5) その他、本校PTA活動の趣旨に適い、必要と認められる活動。

第5章 会計

第15条 会費の納入は、年度始めに1ヶ年度分を、学校徴収金にて納入する。

第16条 会計は会費受領の際、会費納入簿に捺印し、会費納入簿を常に明確にしておかなければならない。

第6章 その他

第17条 この規程は [PTA 会員によるアンケート投票で、投票参加者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない](#)。又、改正の結果を次期総会に報告しなければならない。

第18条 本会には顧問を置くことができる。顧問は前会長及び学校長とする。

付 則 この規程は昭和44年 4月24日より適用する。

- (1) 昭和53年 4月15日 一部改正
- (2) 昭和55年 4月22日 一部改正
- (3) 平成 元年 4月15日 一部改正
- (4) 平成 9年 3月13日 一部改正
- (5) 平成18年 4月27日 一部改正
- (6) 平成20年 4月28日 一部改正
- (7) 平成21年 4月15日 一部改正
- (8) 平成25年 4月18日 一部改正
- (9) [平成29年 4月22日](#) 一部改正
- (10) 令和 4年 4月28日 一部改正

上辺見小学校 P T A 表彰規程

- 第1条 会員の表彰はこの規程による。この表彰は教職員と教職員以外の二種とする。
- 第2条 教職員の表彰は転勤、退職する場合は感謝状を贈る。
- 第3条 会員の表彰は、企画委員、児童安全委員長を退任したときに行う。
- 第4条 P T A活動に特に熱心であったものには記念品をそえて感謝状を贈る。
- 第5条 P T A会員以外で本校児童への教育活動等に著しい功績があったと認められる場合、P T A会長の承認のもとに、P T A総会において、その功績の紹介及び感謝状の贈呈を行う。
- 第6条 本規程はP T A会員による審議を経て改正することができる。

付 則 本規程は昭和44年 4月24日より通用する。

- (1) 昭和53年 4月15日 一部改正
- (2) 昭和55年 4月22日 一部改正
- (3) 平成 4年 4月18日 一部改正
- (4) 平成 8年 3月12日 一部改正
- (5) 平成18年 4月27日 一部改正
- (6) 令和 7年 4月25日 一部改正

上辺見小学校 P T A 慶弔見舞規程

- 第1条 会員の慶弔及び見舞いについては本規程による。
- 第2条 慶事については次の通りとする。
- | | |
|------------|--------|
| (1) 教職員の結婚 | 5,000円 |
| (2) 教職員の出産 | 5,000円 |
- 第3条 弔事については次の通りとする。
- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 在籍児童の死亡 | 10,000円 |
| (2) 児童の父母、又は保護者の死亡 | 10,000円 |
| (3) 教職員の死亡 | 10,000円、花輪一基等 |
| (4) 教職員の父母、夫、妻、子の死亡 | 10,000円 |
- 第4条 教職員に対する病気見舞いについては次の通りとする。
- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 10日以上入院加療を要する場合 | 5,000円 |
| (2) 交通事故等、不慮の災害により10日以上療養を要する場合 | 5,000円 |
| (3) 長期療養のため休職となった場合(年1回) | 5,000円 |
- 第5条 児童に対する病気見舞いについては次の通りとする。
- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 10日以上入院加療を要する場合 | 5,000円 |
| (2) 交通事故、不慮の災害により10日以上療養を必要とする場合 | 5,000円 |
- 第6条 火災、風・水害の見舞いについては、その都度企画委員会の責任で協議し決定する。
- 第7条 特別の事情で、本規程に定めのない部分で見舞い等の必要が生じた場合は企画委員会の責任で行うことができる。
- 第8条 本規程は企画委員会で改正することができる。
- 付 則 本規程は昭和44年 4月24日より適用する。
- | | |
|-----------------|------|
| (1) 昭和53年 4月15日 | 一部改正 |
| (2) 昭和55年 4月22日 | 一部改正 |
| (3) 平成 7年 4月15日 | 一部改正 |
| (4) 平成 8年 3月12日 | 一部改正 |
| (5) 平成18年 4月27日 | 一部改正 |